

「み～な」



ナンバー交付開始!

6月1日から第一種原動機付自転車（50cc以下）に、皆野町のイメージキャラクター「み～な」をデザインしたオリジナルナンバーを交付します。

手数料は無料で、すでに交付されているナンバーと交換もできます。

なお、次の番号は抽選としますので、希望される方は5月21日(月)までにお申し込みください。

抽選ナンバー

1, 3, 7, 37, 77, 317, 333, 777

申込方法 税務課窓口に備え付けの、応募用紙に記入し提出してください。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

離職した方へ ~国保税を軽減します~

雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者の方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

対象者

現在国保に加入している方または今後加入する方で、次の①から③の条件をすべて満たす方

- ①平成21年3月31日以降に解雇や雇い止めなど非自発的な理由で離職された方
- ②離職時点で満65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証（第1面）「離職年月日理由」欄の理由コードが次に該当する方
 - ・特定受給資格者（11、12、21、22、31、32）
 - ・特定理由離職者（23、33、34）

軽減期間

平成22年度以降の国保税から適用され、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

軽減額

国保税所得割額について、前年の給与所得を30／100とみなして算定します。

申請

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、税務課窓口にて申請をしてください。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

5月31日(木)

軽自動車税・自動車税の納期限です！

軽自動車税

軽自動車やオートバイなどに課税される町の税金です。

金融機関・郵便局のほかコンビニエンスストアでも納められます。ぜひご利用ください。



自動車税

普通四輪自動車などに課税される県の税金です。

金融機関・郵便局のほかコンビニエンスストアでも納められます。ぜひご利用ください。

自動車税全般に関するご質問、住所変更・納付書紛失の連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461

問合せ 自動車税コールセンター ☎050-3786-1222